

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新座市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.1 %
全職員	62.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.5 %
本庁課長相当職	96.1 %
本庁課長補佐相当職	100.8 %
本庁係長相当職	101.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.3 %
31～35年	93.7 %
26～30年	86 %
21～25年	82.2 %
16～20年	85 %
11～15年	87.9 %
6～10年	90.6 %
1～5年	88.2 %

【説明欄】

・男性の約79%は任期の定めのない常勤職員である一方、女性における任期の定めのない常勤職員は約42%に留まっている。また、任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、約92%を職種によって単価が異なる会計年度任用職員が占める。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。